

議案第101号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区議会議員の期末手当を改定するとともに、その支給の回数を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の175」を「100分の185」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3月1日、6月1日」を「6月1日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の190を乗じて得た額に、基準日以前6月間におけるその者の次の表の左欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

| | |
|----------|----------|
| 6月 | 100分の100 |
| 3月以上6月未満 | 100分の60 |
| 3月未満 | 100分の30 |

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。